

平成31年度 発注者支援業務に関する民間事業者からの質問及び回答

Q1. 配置予定担当技術者の資格要件について(1)

資料 p11 で配置予定担当技術者の資格要件の緩和については、<発注補助業務、技術審査補助業務に適用>とありますが、資料 p6、p10 には記載がありません。どちらが正しいですか。

A1: 資料 p11 にある、「発注補助業務、技術審査補助業務に適用」が正解です。

Q2. 配置予定担当技術者の資格要件について(2)

資料 p11 で発注者支援業務における配置予定担当技術者の資格要件について、発注補助業務、技術審査補助業務については「1箇所の履行場所において、担当技術者を複数名配置する場合、1名のみ資格要件を満たさなくとも配置可能とする。」とありますが、発注補助業務と監督補助業務を抱き合わせて発注されている場合は、どのような扱いになりますか。

A2. 同一の担当技術者が監督補助業務と発注補助業務を実施する場合、要件緩和は適用されないため資格要件を満たしている必要があります。

Q3. 配置予定担当技術者の資格要件について(3)

資料 p11 で、2名の担当技術者の配置が必要な場合においても、1名のみが「資格無し」の場合は認められますか。

A3. 担当技術者の配置が2名の場合でも資格無しが認められるのは1名です。

Q4. 配置予定担当技術者の資格要件について(4)

資料 p11 で、「1名のみ資格要件を見なさなくとも配置可能」と赤書きされていますが、これについては平成 31 年度新規の取り組みではなく、従来からの取り組みと認識して良いですか。

A4. この項目については平成 27 年度から継続されている取り組みです。

Q5. 要件の緩和について

平成 31 年度から新規の取り組みの「入札手続きの早期開始」、「地域精通度評価の緩和」は全国統一の取り組みですか。

A5. 港湾空港関係の発注者支援業務について全国統一の運用です。

Q6. 共通仕様書等の改訂について

「港湾等発注者支援業務共通仕様書」、「港湾等発注者支援業務積算基準」が改訂される予定はありますか。

A6. 「港湾等発注者支援業務積算基準」については、改訂予定はありませんが、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」については、平成 30 年 12 月下旬頃に一部改正となる予定です。

(以 上)